



すべての人の **FIRST BEST** に

第28期 定時株主総会招集ご通知

日時 | 2023年5月31日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

場所 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階
「31Builedge 霞が関プラザホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議案 | 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件



株主総会にご出席いただけない場合



郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

**議決権
行使期限**

2023年5月30日（火曜日）
午後6時まで

お知らせ

経営近況報告会は今回も開催いたしませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



株主の皆様へ



代表取締役社長
大垣内 剛

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第28期（2023年2月期）定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、少子高齢化という人口構造の変化により、依然として、住宅の老朽化と共に、水まわりのトラブルを含む住宅の不具合は増える傾向にあります。その一方、物価上昇による材料費の影響については、十分注意していく必要があると考えます。このような環境に対応すべく、当社グループは、引き続きコンプライアンス体制の構築・強化とともに、水まわりサービス支援体制の新体制強化に取り組んでまいりました。なお、2021年8月に消費者庁からの行政処分による業務停止命令は、2022年5月30日で満了しております。業務停止命令解除後の業績は、回復基調となっており、8月では単月で営業利益、純利益ともに黒字に転じ、9月から2月の6ヶ月間の業績は、前年同期に比べ改善しております。また、2022年7月に当社の連結子会社であった株式会社E P A R K からのレスキューは、株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外しております。2022年11月に株式会社生活救急車（旧・駆けつけ事業準備株式会社）の株式を取得し新たに連結の範囲に含めております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあり、景気が持ち直していくことが期待されております。その一方、世界的な金融引締め等が続く中で、海外景気の下振れや物価上昇等がわが国の景気を下押しするリスクとなっております。「水まわりサービス支援事業」は緊急という特徴から、これらの外部要因の変動に需要が左右されにくく、昨今の社会的変化も加わり、水まわりの修理・トラブル解消に関する需要は引き続き緩やかな増加が続くと予想されます。当事業では、創業28年のノウハウを活かし、加盟店支援業務及び加盟店従業員に対する技術・マナー支援等に注力し、加盟店営業部の設置やコンプライアンス・法務セクションを創設する等コンプライアンス体制を構築いたします。合わせて、当社グループ全体の収益力を向上させるため、コールセンター業務等の効率的な運営を行い、経費の見直しや固定費の削減に努め事業収支の改善を図り、入電数及び工事施工件数の増加に努めてまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援とご鞭撻を賜りたく、心より御願ひ申し上げます。

招集ご通知

証券コード 6173

2023年5月16日

(電子提供措置の開始日2023年5月9日)

株 主 各 位

広島市中区上八丁堀 8 番 8 号
株式会社アクアライン
代表取締役社長 大 垣 内 剛

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第28期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aqualine.jp/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を選択の上、ご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月30日(火曜日)午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

記

1. 日 時 2023年5月31日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階「31Builedge 霞が関プラザホール」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第28期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 本総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト※に掲載させていただき、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。

※当社ウェブサイト <https://www.aqualine.jp/>

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業内容の多様化および今後の事業内容に対応するため、現行定款の事業目的を追加する旨を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. 目的 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	2. 目的 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)~(33) (条文省略) (新設)	(1)~(33) (現行どおり)
(新設)	<u>(34) 電気工事の企画、設計、施工、監理業及び請負業</u>
<u>(34)</u> (条文省略)	<u>(35) 生活トラブル解決サービス業</u>
3. ~47. (条文省略)	<u>(36)</u> (現行どおり)
	3. ~47. (現行どおり)

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役5名全員が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当	出席回数／取締役会
1	おおこうち たけし 大垣内 剛 (満49歳)	再任	代表取締役社長	100% (15回／15回)
2	たにがみ じゅんこ 谷上 淳子 (満50歳)	再任	取締役加盟店営業部長	100% (15回／15回)
3	かとう のぶかつ 加藤 伸克 (満49歳)	再任	取締役経営企画部長	93% (14回／15回)
4	やまもと ひさき 山本 寿樹 (満63歳)	再任	取締役ミネラルウォーター事業部長	100% (15回／15回)
5	こもり みつよし 小森 光嘉 (満52歳)	再任 社外取締役 独立役員	取締役	100% (15回／15回)

候補者
番号

1

お お こう ち たけし
大垣内 剛

再任

生年月日

1973年6月14日（満49歳）

取締役在任年数

27年6ヶ月（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社の株式数

562,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1995年 11月 有限会社アクアライン（現当社）設立 代表取締役社長（現任）
2017年 5月 リモデルコンシェルジュ株式会社 代表取締役社長
2020年 9月 株式会社E P A R Kくらしのレスキュー 代表取締役社長
2022年 10月 株式会社生活救急車 代表取締役（現任）

候補者
番号

2

たに がみ じゅん こ
谷上 淳子

再任

生年月日

1972年12月12日（満50歳）

取締役在任年数

12年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社の株式数

18,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1999年 1月 ココラホーム有限会社入社
2000年 1月 株式会社ジオン入社
2000年 9月 当社入社
2007年 11月 業務部長
2008年 10月 営業部長
2011年 5月 取締役営業部長
2021年 12月 取締役加盟店営業部長（現任）

候補者
番号

3

か とう のぶ かつ
加藤 伸 克

再任

生年月日

1973年9月12日（満49歳）

取締役在任年数

5年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

93%（14回／15回）

所有する当社の株式数

15,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年 10月 株式会社クラシアン入社
2002年 8月 株式会社ワールドメンテ（現当社）入社
2008年 3月 営業企画部課長
2009年 7月 業務部長
2011年 5月 法人営業部長
2015年 4月 経営企画部長
2018年 5月 取締役経営企画部長（現任）

株主総会参考書類

候補者
番号

4

やま もと ひさ き
山本 寿樹

再任

生年月日

1959年10月3日（満63歳）

取締役在任年数

2年（本株主総会最終時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社の株式数

1,700株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月 合同酒精株式会社（現オエノンホールディングス株式会社）入社
1988年 9月 大王製紙株式会社入社
2002年 4月 株式会社オフテックス入社 執行役員東京支社長
2005年 3月 株式会社シーテック（現アプト株式会社）入社 取締役営業部長
2009年 8月 株式会社N X入社 営業部長
2011年 9月 当社入社
2015年 4月 法人営業部長
2019年 3月 ミネラルウォーター事業部長
2021年 5月 取締役ミネラルウォーター事業部長（現任）

候補者
番号

5

こ もり みつ よし
小森 光嘉

再任

社外取締役

独立役員

生年月日

1970年10月31日（満52歳）

取締役在任年数

4年（本株主総会最終時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年 3月 東京大学理学部卒業
1997年 3月 東京大学文学部卒業
2004年 11月 司法試験合格
2006年 10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）石寄・山中総合法律事務所 入所
2018年 1月 同事務所パートナー弁護士就任（現任）
2019年 5月 当社取締役（現任）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大垣内剛氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 小森光嘉氏は社外取締役候補であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 小森光嘉氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
小森光嘉氏につきましては、弁護士として企業法務に携わってきた経験と専門知識を当社の経営に反映することが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 当社は、小森光嘉氏との間で会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なおD&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の保険期間は1年間であり、更新する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役3名全員が任期満了となります。これに伴い、新任監査役1名を含む監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

みや じま あつし
宮 嶋 淳

新任 **社外監査役** **独立役員**

生年月日

1965年1月10日（満58歳）

監査役在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

—株

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1988年	4月	日興証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）	入社
1993年	4月	株式会社ジャストシステム	入社
2007年	11月	株式会社AMコンサルティング設立	代表取締役（現任）
2009年	6月	イー・キャッシュ株式会社	取締役CFO
2012年	6月	SOLホールディングス	代表取締役社長
2016年	6月	T-solution Japan	代表取締役 就任
2021年	5月	スマイルシード協同組合	代表理事 就任（現任）

株主総会参考書類

候補者
番号

2

おお え たかし
大江 隆

再任 **社外監査役** **独立役員**

生年月日

1949年1月17日（満74歳）

監査役在任年数

14年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

監査役会への出席状況

100%（16回／16回）

所有する当社の株式数

一株

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1973年 4月 大和証券株式会社入社
2009年 5月 当社監査役（現任）

候補者
番号

3

いし い むつ こ
石井 睦子

再任 **社外監査役** **独立役員**

生年月日

1955年1月27日（満68歳）

監査役在任年数

15年4ヶ月（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（15回／15回）

監査役会への出席状況

100%（16回／16回）

所有する当社の株式数

500株

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1990年 4月 石井睦子税理士事務所開所
1997年 2月 株式会社いしい事務所代表取締役社長（現任）
2008年 1月 当社監査役（現任）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮嶋淳氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
3. 大江隆氏及び石井睦子氏は社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 宮嶋淳氏を社外監査役候補者とした理由
宮嶋淳氏につきましては、経営者としての豊富な経験に加え、金融分野における豊富な経験と幅広い見識も有しておりますので、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することが期待できるとの観点から、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 大江隆氏を社外監査役候補者とした理由
大江隆氏につきましては、金融分野における豊富な経験と幅広い見識を有しておりますので、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することが期待できるとの観点から、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 石井睦子氏を社外監査役候補者とした理由
石井睦子氏につきましては、税理士としての専門的な知識・経験を当社の監査機能に発揮していただけるとの観点から、社外監査役として選任をお願いするものであります。
7. 宮嶋淳氏は、新任予定の社外監査役であります。本総会にて選任のご承認をいただいた場合には、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結予定でございます。
8. 大江隆氏及び石井睦子氏は、現在在任中の社外監査役であり、当社は両者との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。つきましては、再任のご承認をいただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なおD&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合には、いずれの監査役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の保険期間は1年間であり、更新する予定であります。
10. 大江隆氏及び石井睦子氏が当社社外監査役在任中に、2019年及び2020年に実施した3件の水まわり修理サービスが、特定商取引法に違反するとして、当社の訪問販売業務について、消費者庁から行政処分を受けました。両氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った提言を行っており、当該事実の認識後は徹底した原因の究明、再発防止に向けた内部統制の強化やコンプライアンスの取り組みの強化について積極的な提言を行うなど、その職責を果たしております。

以上

1 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される一方、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れや物価上昇等が我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、少子高齢化という人口構造の変化により、新規住宅着工戸数の減少が予測されており、既存住宅の平均築年数は上昇しております。そのため、住宅の老朽化とともに、水まわりのトラブルを含む住宅の不具合は増える傾向にあります。一方、物価上昇による材料費の影響については十分注意していく必要がございます。

このような環境に対応すべく、当社グループは、引き続きコンプライアンス体制の構築・強化に取り組んでまいりました。また、水まわりサービス支援体制の新体制強化に注力いたしました。なお、2021年8月に消費者庁からの行政処分による業務停止命令は2022年5月30日で満了しております。業務停止命令解除後の業績は回復基調となっており、8月では単月で営業利益、純利益ともに黒字に転じ、9月から2月の6ヶ月間の業績は前年同期に比べ改善しております。

また、2022年7月に当社の連結子会社であった株式会社E P A R Kくらしのレスキューは、株式を譲渡したことに伴い連結の範囲から除外しております。2022年11月に株式会社生活救急車（旧・駆けつけ事業準備株式会社）の株式を取得し新たに連結の範囲に含めております。

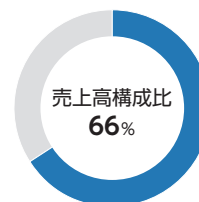
以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,575,488千円（前期13.0%減）となりました。営業損失は257,009千円（前期は499,631千円の営業損失）、経常損失は241,491千円（前期は516,441千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は170,544千円（前期は549,878千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

◎各事業部門の状況は次のとおりであります。

・水まわりサービス支援事業

加盟店支援の体制強化に注力いたしました。また、現場サービススタッフ数の減少、半導体不足による水まわり商品の納品遅延の影響もあったため業績は低調に推移しました。なお、現在は仕入商品の再選定を行い納品遅延の影響は軽微となっております。また、当連結会計年度において、株式会社生活救急車（旧・駆けつけ事業準備株式会社）の株式を新たに取得し、現場サービススタッフ数の増員を進めております。

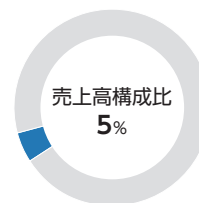
以上の結果、当事業の売上高は3,011,401千円（前期比93.5%増）、営業損失は343,488千円（前期は384,669千円の営業損失）となりました。



・広告メディア事業

第26期連結会計年度に株式会社E P A R Kくらしのレスキュー（旧・株式会社E P A R Kレスキュー）の株式を取得し子会社化しておりましたが、当連結会計年度に、株式の譲渡に伴い連結の範囲から除外しております。これに伴い、生活救急サービスを検索できるポータルサイト「EPARKくらしのレスキュー」の運営は行っておりませんが、広告販売に注力いたしました。

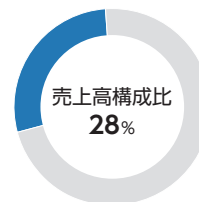
以上の結果、当事業の売上高は248,274千円（前期比35.1%減）、営業損失は14,818千円（前期は82,747千円の営業損失）となりました。



・ミネラルウォーター事業

新型コロナウイルス感染症に伴う活動制限の緩和もありホテルを納品先としたプライベートブランド商品の販売が回復しました。また、保存期間の長い備蓄用保存水需要の高まりを受け7年保存可能な保存水の販売や、SDGsへ取り組む企業からの需要の高まりからアルミ缶ミネラルウォーターの販売が好調に推移しました。

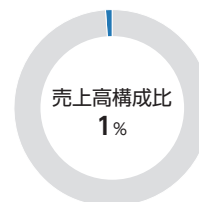
以上の結果、当事業の売上高は1,264,528千円（前期比45.2%増）、営業利益は102,661千円（前期比89.0%増）となりました。



・フィットネス事業

健康志向の高まりを背景に水まわりサービス事業で培った「サービス力」を活かしてパーソナルトレーニングジムを2店舗運営しております。

以上の結果、当事業の売上高は51,283千円（前期比1.4%減）、営業損失は1,379千円（前期は3,158千円の営業損失）となりました。



事業報告

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は35,699千円であり、その主なものは、eラーニングシステム設置32,250千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中、2023年2月28日に第三者割当による新株式199,984千円の発行をいたしました。

2. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第25期 (2020年2月期)	第26期 (2021年2月期)	第27期 (2022年2月期)	第28期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
売上高 (千円)	6,008,465	6,025,332	5,260,310	4,575,488
経常損失 (△) (千円)	△18,982	△440,708	△516,441	△241,491
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△34,949	△645,130	△549,878	△170,544
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△17.20	△320.81	△275.40	△79.78
総資産 (千円)	1,906,888	2,687,706	2,113,799	2,021,990
純資産 (千円)	1,157,901	1,009,689	455,526	135,585
1株当たり純資産額 (円)	569.74	264.81	5.23	15.62

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用したのちの数値を記載しております。

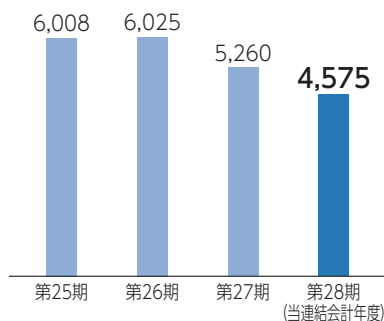
② 当社の財産及び損益の状況

区分	第25期 (2020年2月期)	第26期 (2021年2月期)	第27期 (2022年2月期)	第28期 (当事業年度) (2023年2月期)
売上高 (千円)	5,946,511	5,855,439	4,912,422	4,351,117
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	9,314	△254,869	△431,638	△203,331
当期純損失 (△) (千円)	△40,338	△547,298	△507,384	△307,787
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△19.85	△272.16	△254.12	△143.99

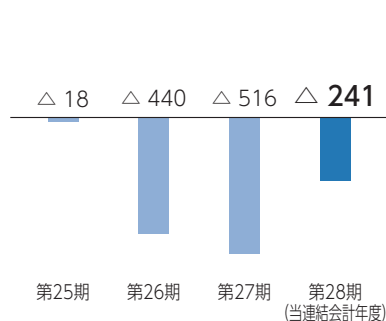
総資産 (千円)	1,893,791	2,203,828	1,740,156	1,842,399
純資産 (千円)	1,154,550	623,126	148,156	40,352
1株当たり純資産額 (円)	568.09	312.14	69.35	15.52

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用したのちの数値を記載しております。

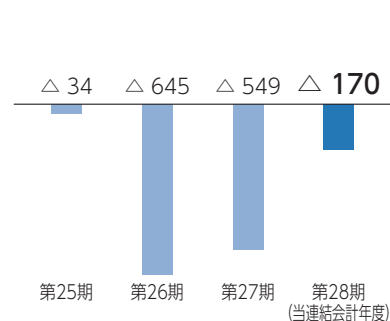
売上高 (百万円)



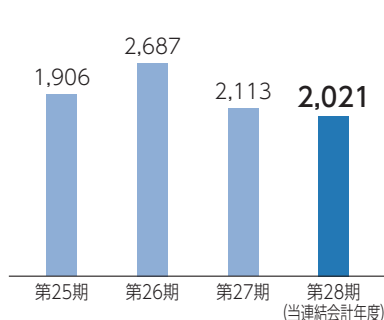
経常利益 (百万円)



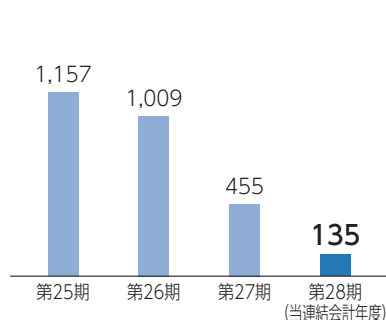
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



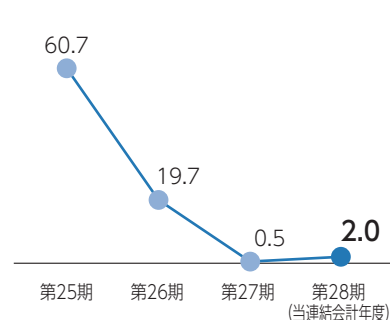
総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



自己資本比率 (%)



3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社に関する事項

該当事項はありません。

② 重要な子会社に関する事項

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社生活救急車	1,000千円	51%	インターネット広告
株式会社アーム	3,000千円	100%	トレーニングジム運営

4. 対処すべき課題

主力事業である水まわりサービス事業においては、「修理業」ではなく「サービス業」として自らを位置づけ、サービススタッフを正社員で雇用することにより、研修の充実、教育の徹底、人員確保に注力し、他社との差別化を図ってまいりましたが、現在は、加盟店に対する支援サービスへ完全移行しております。今後も、時代と共に変化する、お客様のニーズに対応できるよう、個々のサービススタッフの技術力及びサービス品質並びに営業力の向上に努め、より良いサービスの提供により、お客様の信頼を高められるよう努めます。

また、法令及び社会的規範の遵守、商品の安全性並びに施工品質管理体制等、企業の社会的責任にお客様の厳しい目が向けられているなか、企業価値と収益力を向上させるために、以下の事項の推進・強化に取り組んでまいります。

① コスト競争力の強化

資材調達から販売にいたる全ての部門において、業務手順及びシステム機能の見直しや間接業務のスリム化に取り組み、スケールメリットを追求することで、販管費を相対的に抑制し、コスト競争力の強化に努めてまいります。

② ストックビジネス強化による収益安定化

当社グループでは、主力事業の水まわりサービス支援事業がスポットビジネスであるのに対し、ミネラルウォーター事業はクライアント数や契約数を蓄積するストックビジネスとして事業を拡大しており、収益安定化を目指しております。ミネラルウォーターの事業については、大学・ホテルを中心にクライアント数を伸ばしておりますが、今後は、新規クライアント獲得に注力する一方、既存クライアントの満足度を上げリピート購入増加も目指し様々な営業展開を行ってまいります。

③ 人材の確保・育成

当社グループは、事業領域を拡大するため、優秀な人材を確保及び人材を育成していくことが必要不可欠であると認識しております。計画的に新卒採用及び中途採用を実施し、優秀な人材の確保に注力していく方針であります。また、人材育成面においても、社内教育・研修制度の拡充を図り、継続的に業務知識やスキルの習得を図り、マネジメントを担う人材の教育に取り組んでまいります。

④ 事業領域の拡大

今後の事業展開を加速させ、事業領域を拡大するために、国内外におけるM&Aによる小規模事業者の買収や、事業シナジーの創出を目的としたアライアンスの締結を事業展開の選択肢の一つとして考えております。なお、M&Aを行う際には、対象企業の財務内容や契約関係等について、弁護士・税理士・公認会計士等の外部専門家の助言を含めたデューデリジェンスを実施し、様々な角度から検討を行います。

⑤ 経営管理体制の強化

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても経営の意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役並びに会計監査人による監査との連携を強化し、加えて全従業員に対しても、継続的な啓蒙、教育活動を行ってまいります。

⑥ コンプライアンス体制の構築・強化

当社グループは、2021年11月30日付で特定商取引法を中心としたコンプライアンスに関する第三者委員会の調査報告書を受領し、指摘された原因及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、以下のとおり再発防止策に取り組んでまいります。

イ. コンプライアンス体制の構築・強化

- ・ 経営理念に対する発言（毎月）
- ・ コンプライアンス・ガバナンスに対する研修（毎月）
- ・ 加盟店営業部の創設予定
- ・ コンプライアンス委員会（四半期）
- ・ 管理部門の強化

ロ. 内部監査の権限強化

ハ. 人事評価制度の見直し

ニ. 顧客からのクレームなどの情報共有

- ・ コンプライアンス委員会への情報共有（四半期）
- ・ 内部監査部との連携（毎月）

ホ. 事業モデルの再考を視野に入れた改革

ヘ. 各種規程並びにマニュアルの改訂

⑦ 継続企業の前提に関する重要事項等について

当社グループは、前連結会計年度まで3期連続して、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、また、当連結会計年度においても、「水まわりサービス支援事業」へビジネスモデルを移行したものの加盟店等でのスタッフが不足していること、及び入電数の回復が当初見込みからは緩やかなものとなったことにより、引き続き営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

連結計算書類作成会社である当社は、当該状況を解消すべく、事業収支の改善と資金繰りの安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

5. 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

事業区分	事業内容
水まわりサービス支援事業	給排水・衛生設備に係る緊急修理・保守サービスの加盟店支援
広告メディア事業	インターネット広告、生活メディア運営
ミネラルウォーター事業	ミネラルウォーターの販売・ウォーターディスペンサーの取扱い
フィットネス事業	トレーニングジムの運営

6. 主要な営業所 (2023年2月28日現在)

① 当社

広島本社	広島県広島市中区上八丁堀8番8号
東京本社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

② 子会社

株式会社生活救急車	本社：愛知県名古屋市中区錦一丁目10番20号
株式会社アーム	本社：東京都渋谷区渋谷一丁目10番7号

7. 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況 175名

(注) 従業員数には、パート従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
159名	54名増	41.6歳	2.2年

(注) 従業員数には、パート従業員を含んでおりません。

8. 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社山陰合同銀行	225,000千円
城南信用金庫	116,420
株式会社三井住友銀行	93,344
株式会社関西みらい銀行	69,994
株式会社きらぼし銀行	45,022

2 株式の状況 (2023年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 6,400,000株

2. 発行済株式の総数 2,636,600株

3. 株主数 650名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
大垣内 剛	893,900株	34.3%
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	736,400	28.3
綿引 一	232,000	8.9
大垣内 好江	125,000	4.8
アクアライン従業員持株会	71,500	2.7
株式会社ポイントラヴ	33,300	1.2
株式会社K a z y	32,700	1.2
寺岡 聖剛	30,700	1.1
楽天証券株式会社	27,800	1.0
有限会社ヒロ・コーポレーション	20,000	0.7

(注) 持株比率は自己株式 (36,316株) を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した無担保転換社債型新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（2022年2月28日発行）	
決議年月日	2022年2月10日
付与対象者 ※	ALPHA Capital合同会社
新株予約権の数（個） ※	36（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 355,029（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	507（注）3
新株予約権の行使期間 ※	2022年3月1日～2024年2月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 507 資本組入額 253.5（注）4
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使できない。

※ 当事業年度の末日（2023年2月28日）における内容を記載しております。当事業年度の末日か

ら提出日の前月末現在（2023年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は9,861.92株とする。
2. 新株予約権の発行後、交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も下記(注)3記載の調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
3. (1) 当初行使価額
当初行使価額は、507円とする。
- (2) 行使価額の調整
本新株予約権の発行後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後転換価格} = \text{調整前転換価格} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{時価}} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

行使価額の調整を行う場合には、次に定める算式をもって交付株式数を調整する。

但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

4 会社役員 の 状況

1. 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大垣内 剛	
取締役	谷上 淳子	加盟店営業部長
取締役	加藤 伸克	経営企画部長
取締役	山本 寿樹	ミネラルウォーター事業部長
取締役	小森 光嘉	石寄・山中総合法律事務所パートナー弁護士
常勤監査役	大江 隆	
監査役	石井 睦子	株式会社いしい事務所代表取締役社長
監査役	小野 博	

- (注) 1. 取締役小森光嘉氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役大江隆氏、監査役石井睦子氏及び監査役小野博氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役石井睦子氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役小森光嘉氏、常勤監査役大江隆氏、監査役石井睦子氏及び小野博氏を東京証券取引所に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査役並びに子会社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額当社が負担しております。

3. 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	賞与	役員特別 功労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	63,640	63,640	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	3,555	3,555	—	—	—	1
社外監査役	9,639	9,639	—	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2010年5月29日開催の第15期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。上記決議を行った際の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）になります。
2. 監査役の報酬限度額は、2017年5月30日開催の第22期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。上記決議を行った際の監査役の員数は3名になります。
3. 取締役会は、代表取締役社長大垣内剛氏に各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、各取締役の担当業務、業績、貢献度等について総合的に評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

4. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役小森光嘉氏は、石巻・山中総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役石井睦子氏は、株式会社いしい事務所の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	小森 光嘉	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、幅広い見識に基づき発言を適宜行っております。
常勤監査役	大江 隆	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、また監査役会16回全てに出席いたしました。当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
監査役	石井 睦子	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、また監査役会16回全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。
監査役	小野 博	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、また監査役会16回全てに出席いたしました。当社の経営上有用な指摘、発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役小森光嘉氏及び監査役石井睦子氏並びに監査役小野博氏との間で、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

④ 当社の法令違反等に関する対応の概要

当社は、年間約12万件の水まわり修理を行っておりますが、そのうち当社が2019年及び2020年に実施した3件の水まわり修理サービスが、特定商取引法に違反するとして、当社の訪問販売業務について、消費者庁から行政処分を受けました。社外役員の各氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った提言を行っており、当該事実の認識後は徹底した原因の究明、再発防止に向けた内部統制の強化やコンプライアンスの取り組みの強化について積極的な提言を行うなど、その職責を果たしております。

5 会計監査人の状況

1. 名称

監査法人やまぶき

(注) 2022年5月31日開催の第27期定時株主総会において、新たに監査法人やまぶきが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適正であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

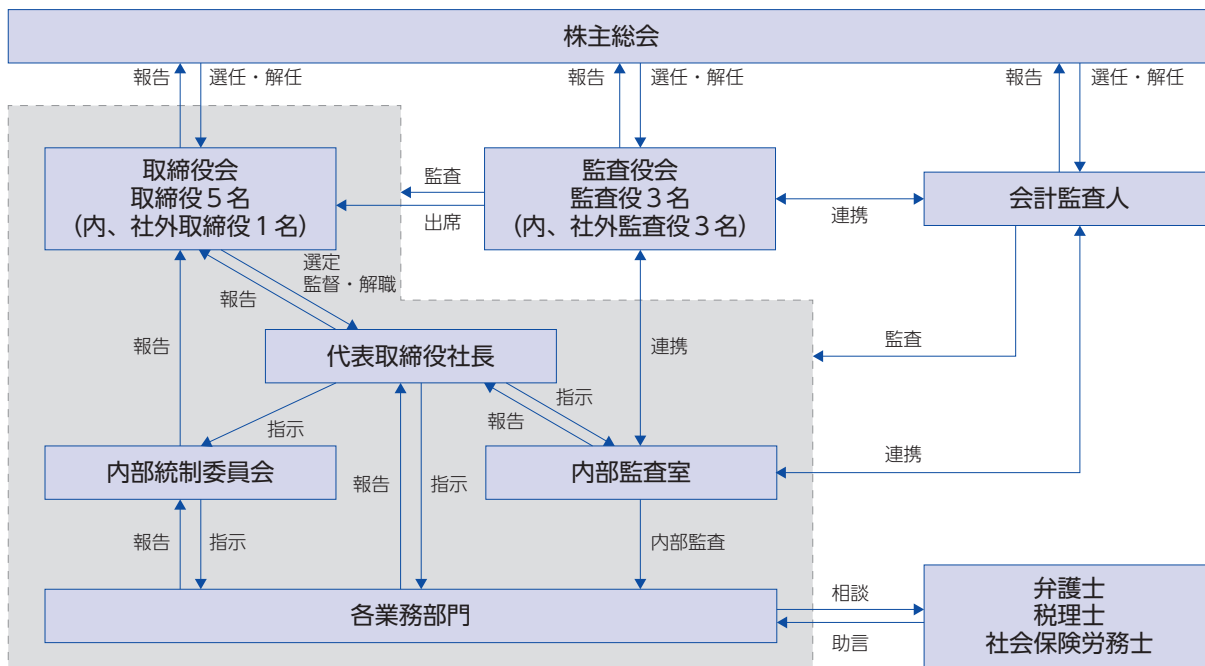
6 会社の体制及び方針

1. コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、“すべての人の「FIRST BEST」に”を経営スローガンとして、お客様、取引先、従業員、社会及び株主等のステークホルダーから、真に信頼され、評価されることを目指しております。この理念を実現し、企業としての社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの基本原則を、経営の効率性を高め、企業活動を通じて継続的に収益を上げることにより企業価値を最大化することであると考えます。

その実現を図っていくために、当社では、全役職員がそれぞれの役割を理解し法令遵守のもと適切に事業活動に取り組み、取締役会、監査役会及び内部統制委員会を中心として、活動を律する枠組みであるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、その強化に努めております。

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制に係る各機関、組織は以下のとおりであります。



2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が法令・定款・社会規範を遵守して、職務を遂行するために、コンプライアンス体制を構築し、推進するため「コンプライアンス規程」「倫理規程」を制定する。
- ② 代表取締役社長指揮のもと、担当取締役を任命し、横断的なコンプライアンス体制推進の総責任者として、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、総務部が取締役、使用人の教育を行う。
- ③ 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、担当取締役から、状況報告を受け、更なる推進を図る。
- ④ コンプライアンス違反につながる行為等を抑止するため、「公益通報取扱規程」を定め、外部の弁護士および社内に相談窓口を設置する。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報（株主総会議事録、取締役会議事録、取締役会稟議書兼報告書、契約書等）の保存は「文書管理規程」に基づき、適切に保存管理を行う。
- ② 取締役及び監査役は常時上記の文書を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社の経営に係るあらゆる損失に対応すべく、あらかじめ想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応方針と体制を整備し、損失を最低限にとどめる。会社の経営リスクに対して適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、常に適切に運営されるように改善を図る。
- ② 取締役は、担当職務の執行に必要なリスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。「組織規程」に定められた部長以上の職位を有するものは、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価を行ったうえで、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメントを監督し、定期的に見直す。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置又は対応者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則各月に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務の執行については、「組織規程」「業務分掌規程」に基づきこれを執行する。

⑤ 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社を担当する部門を明確にし、子会社に対する指導を適切に行う。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携をとり、子会社の監査を行い、意見を述べるなど子会社の業務の適正を確保する体制を整える。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置く。
- ② 監査役を補助する使用人は、監査役補助業務に関しては、監査役の指揮命令にのみ服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。また、取締役は当該使用人の選定、異動、評価、処分等の人事関連事項に関しては、監査役の同意を得る。

⑦ 当社及び関係会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況及び内部体制に関する報告を行う。
- ② 当社及び関係会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
- ③ 当社及び関係会社の取締役及び使用人が、監査役に前項の報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう徹底する。
- ④ 監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人の説明を求めることができる。

⑧ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。
- ② 監査役会は、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
- ③ 監査役職務の執行について生ずる費用等の前払い又は弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じる。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方等

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本的な考え方とし、これを実現するために、「反社会的勢力対策規程」を定め所管部門によるコンプライアンス教育を徹底するとともに、所轄警察署及び弁護士等の外部専門機関との連携を図る。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会で決議しております「内部統制システムの構築に関する基本方針」をもとに取り組み、適宜、内容の見直しを行っております。内部統制委員会において、経営上のリスクを抽出したうえで、必要に応じて社内規定等の見直しを行うことにより、適切な内部統制システムの運用を図っております。さらに内部監査部がその運用状況を随時モニタリングしており、その結果を内部統制委員会へ報告することで、より適切な内部統制システムの運用を行っております。

なお、コンプライアンスに係る機能を強化するため、外部の弁護士及び社外役員並びに担当役員・各部門長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置いたしました。同委員会は、問題事象の対処方針などについて、執行部門に対して必要に応じ直接指導、助言し内部統制委員会に定期的に報告を行います。また、当社グループのコンプライアンスの推進状況について、「コンプライアンス・法務室」から報告を受け、コンプライアンス委員会から、執行部門に対して指導、助言を行います。加えて、内部統制委員会に報告します。重要な事案について「コンプライアンス委員会」にて事前協議のうえ、内部統制委員会で審議、取締役会で決定しています。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題として、必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。業績等を見極めたうえで配当することとしているため、年1回の期末配当を基本方針としております。当期の配当につきましては、当期の業績を勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。今後については、経営成績や財務状況等を勘案しつつ配当の可否を決定する方針であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第27期 2022年2月28日 現在	第28期 2023年2月28日 現在
資産の部		
流動資産	1,165,580	1,494,166
現金及び預金	551,194	129,341
売掛金	329,756	655,759
商品及び製品	12,594	28,976
原材料及び貯蔵品	168,607	106,440
前払費用	23,685	149,859
未収入金	17,307	383,330
その他	63,156	41,691
貸倒引当金	△722	△1,233
固定資産	948,219	527,824
有形固定資産	147,540	101,094
建物	34,460	32,196
車両運搬具	7,028	285
リース資産	99,585	62,017
その他	6,465	6,595
無形固定資産	632,448	64,359
のれん	546,262	—
ソフトウェア	22,001	60,480
その他	64,184	3,879
投資その他の資産	168,230	362,369
投資有価証券	1,324	100,814
差入保証金	105,749	154,046
その他	70,981	118,150
貸倒引当金	△9,824	△10,641
資産合計	2,113,799	2,021,990

科 目	(ご参考) 第27期 2022年2月28日 現在	第28期 2023年2月28日 現在
負債の部		
流動負債	864,475	1,544,538
買掛金	106,878	139,365
一年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	—	180,000
短期借入金	40,000	100,000
一年内返済予定の長期借入金	186,792	186,752
リース債務	80,735	69,330
未払金	264,540	483,160
未払法人税等	2,992	2,115
預り金	164,214	310,784
賞与引当金	—	3,387
工事補償引当金	8,911	785
その他	9,410	68,857
固定負債	793,798	341,867
転換社債型新株予約権付社債	180,000	—
長期借入金	449,780	263,028
リース債務	143,785	72,839
繰延税金負債	20,233	—
その他	—	6,000
負債合計	1,658,273	1,886,405
純資産の部		
株主資本	11,181	40,620
資本金	315,799	415,791
資本剰余金	235,799	335,791
利益剰余金	△517,024	△687,569
自己株式	△23,393	△23,393
非支配株主持分	444,344	94,964
純資産合計	455,526	135,585
負債純資産合計	2,113,799	2,021,990

●連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第27期	第28期
	2021年3月1日から 2022年2月28日まで	2022年3月1日から 2023年2月28日まで
売上高	5,260,310	4,575,488
売上原価	2,903,579	2,521,505
売上総利益	2,356,730	2,053,982
販売費及び一般管理費	2,856,361	2,310,992
営業損失 (△)	△499,631	△257,009
営業外収益	4,312	28,199
受取利息	101	2,630
受取配当金	6	6
受取手数料	500	23,086
保険差益	382	—
助成金収入	2,788	978
リース解約益	—	1,042
その他	534	455
営業外費用	21,122	12,681
支払利息	7,489	12,300
支払手数料	10,926	318
支払補償費	574	—
その他	2,132	61
経常損失 (△)	△516,441	△241,491
特別利益	63,578	50,339
固定資産売却益	21,220	2,138
投資有価証券売却益	42,357	1,020
関係会社株式売却益	—	4,643
暗号資産売却益	—	29,504
保険解約益	—	11,396
負ののれん発生益	—	1,637
特別損失	137,618	—
固定資産売却損	75	—
特別調査費用等	137,543	—
税金等調整前当期純損失 (△)	△590,481	△191,151
法人税、住民税及び事業税	2,776	2,124
法人税等調整額	△6,679	△1,669
当期純損失 (△)	△586,577	△191,606
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△36,699	△21,062
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△549,878	△170,544

連結計算書類

●連結株主資本等変動計算書（2022年3月1日から2023年2月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	315,799	235,799	△517,024	△23,393	11,181
当期変動額					
新株の発行	99,992	99,992	—	—	199,984
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△170,544	—	△170,544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	99,992	99,992	△170,544	—	29,440
当期末残高	415,791	335,791	△687,569	△23,393	40,620

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	444,344	455,526
当期変動額		
新株の発行	—	199,984
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	△170,544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△349,380	△349,380
当期変動額合計	△349,380	△319,940
当期末残高	94,964	135,585

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度まで3期連続して、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、また、当連結会計年度においても、「水まわりサービス支援事業」へビジネスモデルを移行したものの加盟店等でのスタッフが不足していること、及び入電数の回復が当初見込みからは緩やかなものとなったことにより、引き続き営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

連結計算書類作成会社である当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応を図ってまいります。

1. 事業収支の改善

「水まわりサービス支援事業」として、当社正社員スタッフが修理等のサービスを提供することなく加盟店のスタッフが通信販売形式によりサービスを提供し、当社はコールセンター業務等加盟店支援業務を行う加盟店ビジネスモデルに移行いたしております。当社は創業28年のノウハウを活かし加盟店支援業務及び加盟店従業員に対する技術・マナー支援等に注力し、加盟店営業部の設置やコンプライアンス・法務セクションを創設する等コンプライアンス体制の構築を進めております。合わせて、当社グループ全体の収益力を向上させるため、コールセンター業務等の効率的な運営を行い、経費の見直しや固定費の削減に努め事業収支の改善を引き続き図ってまいります。また、加盟店でのスタッフの新規採用にも支援プランを策定し、採用及びスタッフへの教育が円滑に行われるようサポートサービスの展開も進めてまいります。

2. 資金繰りの安定化

当連結会計年度末において現金及び預金残高は129,341千円であり、2023年2月に第三者割当増資による新株の発行により199,984千円の調達を行ったものの前連結会計年度末に比べ421,853千円減少しております。このような状況の中、子会社売却代金の回収、及び、メインバンクを中心とした取引金融機関などに対する、資金支援の要請をしております。

上記施策を推進し、事業収支の改善と資金繰りの安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社アーム、株式会社生活救急車

前連結会計年度において当社の連結子会社であった株式会社E P A R Kくらしのレスキューは、株式の譲渡に伴い連結の範囲から除外しております。また、当連結会計年度において株式会社生活救急車の株式を取得し子会社化したことに伴い、連結の範囲に含めております。

- ② 非連結子会社の名称等

株式会社ライフサポート

株式会社そっけつこむ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損失（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等

株式会社ライフサポート

株式会社そっけつこむ

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損失（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

株式会社アームの決算日は4月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

ロ. 関連会社株式 移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

- b. 棚卸資産
- イ. 商品、製品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ロ. 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却方法
- a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
車両運搬具	2年～6年
その他	3年～20年
 - b. 無形固定資産（リース資産を除く）
 - イ. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ロ. その他の無形固定資産 定額法によっております。
 - c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- a. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - b. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - c. 工事補償引当金 修理済給排水・衛生設備に係る一定期間の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく補償見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点は、以下のとおりであります。

なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により一年内に取引対価を受領しているため、重要な金融要素を含んでおりません。

(水まわりサービス支援事業)

収益は加盟店と顧客との契約において約束された対価に基づいて、履行義務が充足されるサービス役務提供完了時点で認識しております。

(広告メディア事業)

収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除して測定しており、履行義務が充足される役務提供完了時点で認識しております。

(ミネラルウォーター事業)

収益は基本的に顧客による製品受領の検収時点で認識を行っております。

一部、顧客による検収を要しない製品の販売については、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点での収益を認識しております。

(フィットネス事業)

運営するスポーツクラブ等において、会員に対して種別等に応じた利用機会を提供することを履行義務としています。会費等については時の経過に基づき、また各種利用料については利用に応じて履行義務が充足されると判断しております。したがって、会費については契約期間にわたって収益認識し、各種利用料については利用状況に応じて月の収益として認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

その効果が発現すると見積もられる期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた80,464千円は、「未収入金」17,307千円、「その他」63,156千円として組み替えております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 101,094千円

無形固定資産 64,359千円

- (2) ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、減損が生じている可能性を示す事象(減損の兆候)がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額には、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を用いており、正味売却価額は、買取業者による見積価格等を基礎として合理的に算出しております。また、使用価値は、資産及び資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定及び現在価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報(予算など)を整合的に修正し、資産又は資産グループの現在の状況や事業計画等を考慮し見積もっております。

連結計算書類

- (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
業績の将来予測には主観的な判断や立証が困難な不確実性を伴う重要な会計上の見積が含まれることになり、将来の業績が予測を下回った場合、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 495,569千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

- (2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引残高	100,000千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 末
普通株式	2,172,600株	464,000株	一株	2,636,600株

(注) 普通株式の当連結会計年度の増加は、第三者割当による新株の発行による増加464,000株であります。

- (2) 自己株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 末
普通株式	36,316株	一株	一株	36,316株

- (3) 配当に関する事項

- ① 配当金支払額

無配のため、記載事項はありません。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

無配のため、記載事項はありません。

(4) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数				当連結会計年度末残高
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（2022年2月28日発行）	普通株式	355,029株	一株	一株	355,029株	一千円
合計		355,029株	一株	一株	355,029株	一千円

(注1) 新株予約権付社債の会計処理については、一括法によっています。

(注2) 目的となる株式の数は、新株予約権が行使されたものと仮定した場合における株式の数を記載しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取り組み方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関等からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、差入保証金は、取引先の信用リスクにさらされております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1か月以内の支払期限であります。転換社債型新株予約権付社債、短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で4年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金に係る顧客リスクは、与信管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

連結計算書類

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			千円
満期保有目的の債券(※2)	100,000	100,000	—
(2) 差入保証金	154,046	122,413	△31,632
資産計	254,046	222,413	△31,632
(3) 転換社債型新株予約権付社債(※3)	180,000	180,000	—
(4) 長期借入金(※4)	449,780	446,907	△2,872
(5) リース債務(※5)	142,169	140,415	△1,754
負債計	771,949	767,322	△4,626

(※1) 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	814

(※3) 転換社債型新株予約権付社債には、1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債が含まれておりません。

(※4) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(※5) リース債務には、リース債務（流動負債）及びリース債務（固定負債）が含まれております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当する金融商品はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時 価 (千 円)			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
(1) 投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	100,000	—	100,000 千円
(2) 差入保証金	—	122,413	—	122,413
資 産 計	—	222,413	—	222,413
(3) 転換社債型新株予約権付社債	—	180,000	—	180,000
(4) 長期借入金	—	446,907	—	446,907
(5) リース債務	—	140,415	—	140,415
負 債 計	—	767,322	—	767,322

(注1) 時価の算定方法に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

投資有価証券

当社が所有している債券等については、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

転換社債型新株予約権付社債、長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行、新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	15円62銭
(2) 1株当たり当期純損失	79円78銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の異動 (株式譲渡) の件)

当社は2023年4月14日開催の取締役会において、当社連結子会社である「株式会社アーム」(以下「アーム」といいます。)の株式の譲渡について、佐藤三羽一氏と株式売買契約を締結することを決定いたしました。

これによりアームは、当社の連結の範囲から除外されることとなります。

1. 株式譲渡の理由

当社は、「時代と共に歩み、お客様から学び、従業員と共に成長します。」という経営理念のもと、生活に欠かせない「水」から「住」へをテーマに、皆さまの住環境の充実や生活の質の向上に貢献することをミッションとして事業を行っており、その一環として、2016年12月にアームの全発行済株式を取得し、子会社化いたしました。

しかし、その後、2020年のコロナ禍による影響や、2021年9月2日付け「当社の一部業務に係る行政処分について」にて公表いたしましたとおり、2021年8月31日から2022年5月30日までの間、当社の訪問販売業務について消費者庁から行政処分を受けております。当該処分の影響もあり、当社の事業は現在でも苦戦を強いられておりますので、今後しばらくは、当社の主力事業である「水まわりサービス支援事業」及び「ミネラルウォーター事業」に経営資源を集中させることが必要かつ有益であると判断し、今回の株式譲渡を実施することにいたしました。

2. 譲渡する相手先の名称 佐藤 三羽一

3. 売却の時期 2023年4月28日

4. 当該子会社の名称、事業内容

① 名称 株式会社アーム

② 事業内容 フィットネス事業

5. 売却前の所有株式数、売却する株式の数、売却後の持分比率、売却価額

① 売却前所有株式数 60株

② 売却する株式の数 60株

③ 売却後の持分比率 -%

④ 売却価額 1円

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第27期 2022年2月28日 現在	第28期 2023年2月28日 現在
資産の部		
流動資産	816,057	1,275,698
現金及び預金	225,978	126,762
売掛金	298,550	655,308
商品及び製品	12,487	28,597
原材料及び貯蔵品	168,604	105,938
前払費用	27,283	24,417
未収入金	20,545	306,464
その他	63,145	29,198
貸倒引当金	△537	△988
固定資産	924,098	566,700
有形固定資産	147,432	100,708
建物	34,352	32,196
車両運搬具	7,028	285
工具、器具及び備品	6,465	6,209
リース資産	99,585	62,017
無形固定資産	12,244	36,224
ソフトウェア	8,164	32,374
その他	4,079	3,849
投資その他の資産	764,421	429,767
投資有価証券	1,324	100,814
関係会社株式	598,464	104,720
出資金	170	170
長期貸付金	5,144	5,144
従業員に対する長期貸付金	618	—
関係会社長期貸付金	60,000	60,000
破産更生債権等	1,259	2,049
長期前払費用	18,841	1,768
差入保証金	104,573	122,170
その他	43,850	103,571
貸倒引当金	△69,824	△70,641
資産合計	1,740,156	1,842,399

科 目	(ご参考) 第27期 2022年2月28日 現在	第28期 2023年2月28日 現在
負債の部		
流動負債	818,435	1,460,180
買掛金	106,851	139,279
一年内償還予定の転換社債 型新株予約権付社債	—	180,000
短期借入金	40,000	100,000
一年内返済予定の長期借入 金	186,792	186,752
リース債務	80,735	69,330
未払金	225,901	416,094
未払費用	1,238	1,717
未払法人税等	2,525	1,299
未払消費税等	—	5,894
前受金	1,615	50,164
預り金	163,863	308,864
工事補償引当金	8,911	785
固定負債	773,565	341,867
転換社債型新株予約権付 社債	180,000	—
長期借入金	449,780	263,028
リース債務	143,785	72,839
その他	—	6,000
負債合計	1,592,000	1,802,047
純資産の部		
株主資本	148,156	40,352
資本金	315,799	415,791
資本剰余金	235,799	335,791
資本準備金	235,799	335,791
利益剰余金	△380,049	△687,837
利益準備金	960	960
その他利益剰余金	△381,009	△688,797
繰越利益剰余金	△381,009	△688,797
自己株式	△23,393	△23,393
純資産合計	148,156	40,352
負債純資産合計	1,740,156	1,842,399

損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 第27期	第28期
	2021年3月1日から 2022年2月28日まで	2022年3月1日から 2023年2月28日まで
売上高	4,912,422	4,351,117
売上原価	2,716,323	2,318,717
売上総利益	2,196,098	2,032,400
販売費及び一般管理費	2,640,756	2,272,740
営業損失 (△)	△444,657	△240,339
営業外収益	33,670	49,661
受取利息	1,003	3,530
受取配当金	6	6
受取手数料	29,000	43,711
保険差益	382	—
助成金収入	2,788	978
リース解約益	—	1,042
その他	489	393
営業外費用	20,652	12,653
支払利息	7,033	12,300
支払手数料	10,926	318
支払補償費	574	—
その他	2,118	33
経常損失 (△)	△431,638	△203,331
特別利益	63,578	44,058
固定資産売却益	21,220	2,138
投資有価証券売却益	42,357	1,020
暗号資産売却益	—	29,504
保険解約益	—	11,396
特別損失	137,618	147,464
固定資産売却損	75	—
関係会社株式売却損	—	147,464
特別調査費用等	137,543	—
税引前当期純損失 (△)	△505,679	△306,737
法人税、住民税及び事業税	1,705	1,050
当期純損失 (△)	△507,384	△307,787

計算書類

株主資本等変動計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	315,799	235,799	235,799	960	△381,009	△380,049	△23,393	148,156
当期変動額								
新株の発行	99,992	99,992	99,992	—	—	—	—	199,984
当期純損失 (△)	—	—	—	—	△307,787	△307,787	—	△307,787
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	99,992	99,992	99,992	—	△307,787	△307,787	—	△107,803
当期末残高	415,791	335,791	335,791	960	△688,797	△687,837	△23,393	40,352

純資産合計	
当期首残高	148,156
当期変動額	
新株の発行	199,984
当期純損失 (△)	△307,787
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—
当期変動額合計	△107,803
当期末残高	40,352

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度まで2期連続して、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、また、当事業年度においても、「水まわりサービス支援事業」へビジネスモデルを移行したものの加盟店等でのスタッフが不足していること、及び入電数の回復が当初見込みからは緩やかなものとなったことにより、引き続き営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

1. 事業収支の改善

「水まわりサービス支援事業」として、当社正社員スタッフが修理等のサービスを提供することなく加盟店のスタッフが通信販売形式によりサービスを提供し、当社はコールセンター業務等加盟店支援業務を行う加盟店ビジネスモデルに移行いたしております。当社は創業28年のノウハウを活かし加盟店支援業務及び加盟店従業員に対する技術・マナー支援等に注力し、加盟店営業部の設置やコンプライアンス・法務セクションを創設する等コンプライアンス体制の構築を進めております。合わせて、当社グループ全体の収益力を向上させるため、コールセンター業務等の効率的な運営を行い、経費の見直しや固定費の削減に努め事業収支の改善を引き続き図ってまいります。また、加盟店でのスタッフの新規採用にも支援プランを策定し、採用及びスタッフへの教育が円滑に行われるようサポートサービスの展開も進めてまいります。

2. 資金繰りの安定化

当事業年度において現金及び預金残高は126,762千円であり、2023年2月に第三者割当増資による新株の発行により199,984千円の調達を行ったものの前事業年度に比べ99,216千円減少しております。このような状況の中、子会社売却代金の回収、及び、メインバンクを中心とした取引金融機関などに対する、資金支援の要請をしてまいります。

上記施策を推進し、事業収支の改善と資金繰りの安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- a. 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
- b. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- c. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- a. 商品、製品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- b. 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- a. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- b. その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 工事補償引当金

修理済給排水・衛生設備に係る一定期間の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく補償見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点は、以下のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により一年内に取引対価を受領しているため、重要な金融要素を含んでおりません。

(水まわりサービス支援事業)

収益は加盟店と顧客との契約において約束された対価に基づいて、履行義務が充足されるサービス役務提供完了時点で認識しております。

(広告メディア事業)

収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除して測定しており、履行義務が充足される役務提供完了時点で認識しております。

(ミネラルウォーター事業)

収益は基本的に顧客による製品受領の検収時点で認識を行っております。

一部、顧客による検収を要しない製品の販売については、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点での収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」の「その他」に表示していた83,691千円は、「未収入金」20,545千円、「その他」63,145千円として組替えております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 100,708千円
無形固定資産 36,224千円

(2) ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、減損が生じている可能性を示す事象(減損の兆候)がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額には、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を用いており、正味売却価額は、買取業者による見積価格等を基礎として合理的に算出しております。また、使用価値は、資産及び資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定及び現在価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、経営環境などの外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報(予算など)を総合的に修正し、資産又は資産グループの現在の状況や事業計画等を考慮し見積もっております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

業績の将来予測には主観的な判断や立証が困難な不確実性を伴う重要な会計上の見積が含まれることになり、将来の業績が予測を下回った場合、翌事業年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 486,659千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権 49,077千円

短期金銭債務 27,595千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額 200,000千円

借入実行残高 100,000千円

差引残高 100,000千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売上高 21,506千円

売上原価 316,775千円

販売費及び一般管理費 35,622千円

営業取引以外の取引による取引高 38,610千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	36,316株	一株	一株	36,316株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	303千円
投資有価証券評価損	9,784
関係会社株式評価損	20,272
貸倒引当金	21,775
工事補償引当金	238
固定資産減損損失	38,115
繰越欠損金	367,075
その他	3,072
繰延税金資産小計	460,639
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△367,075
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△93,563
評価性引当額小計	△460,639
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	—
繰延税金資産の純額	—

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主 (法人)	ジャパンベスト レスキューシス テム株式会社	被所有 直接28.3%	水まわりの修 繕・工事及び 関連業務に係 る業務提携	第三者割当 増資 (注1)	99,992	—	—
				株式の譲受 (注2)	102,000	—	—
				材料の仕入 (注3)	300,210	買掛金	16,599

(注1) 第三者割当増資については、2023年2月10日開催の当社取締役会において決議されたものであり、当社が発行した新株式464,000株のうち、ジャパンベストレスキューシステム株式会社が1株につき431円で232,000株引き受けたものであります。なお、1株当たりの発行価額は上記取締役会決議日の直前営業日における株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値から0.46%をディスカウントした金額であります。

(注2) 株式会社生活救急車の子会社化を目的としたものであります。

(注3) 材料の仕入については、両社協議のうえ決定しております。

計算書類

(2) 関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社E P A R Kくらしのレスキュー (注4)	所有 直接51.0%	業務の受託 役務の受入	業務の受託 (注1)	11,875	未収入金	—
				役務の受入 (注1)	16,565	未払金	—
子会社	株式会社アーム	所有 直接100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2)	— 899	関係会社長期貸付金 (注3)	60,000
子会社	株式会社生活救急車	所有 直接51.0%	業務の受託	業務の受託 (注1) 費用の立替	13,500 2,002	未収入金	16,852
子会社	株式会社そっけつこむ	所有 間接100.0%	水まわりの材料販売及び業務の受託	材料の販売 (注1)	20,998	売掛金	23,654
				業務の受託 (注1)	12,336	未収入金	7,537

(注1) 役務の受入、業務の受託、材料の販売については、両社協議のうえ決定しております。

(注2) 株式会社アームに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利息を決定しております。

(注3) 株式会社アームへの長期貸付金に対し、貸倒引当金60,000千円を計上しております。

(注4) 株式会社E P A R Kくらしのレスキューについては、2022年7月29日付で全株式を譲渡したことにより、関連当事者には該当しなくなったため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 15円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 143円99銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

株式会社アクアライン
取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指定社員	公認会計士	西岡	朋晃
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	江口	二郎
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクアラインの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクアライン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度より継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

その他の事項

会社の2022年2月28日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して2022年4月26日付けで無限定適正意見を表明している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

株式会社アクアライン
取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指定社員	公認会計士	西岡	朋晃
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	江口	二郎
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクアラインの2022年3月1日から2023年2月28日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度より継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

その他の事項

会社の2022年2月28日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して2022年4月26日付けで無限定適正意見を表明している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月25日

株式会社アクアライン 監査役会

常勤監査役（社外監査役）大 江 隆 ㊟

社外監査役 石 井 睦 子 ㊟

社外監査役 小 野 博 ㊟

以 上

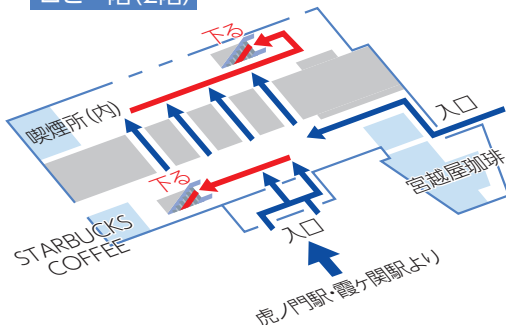
株主総会会場 ご案内図

開催場所

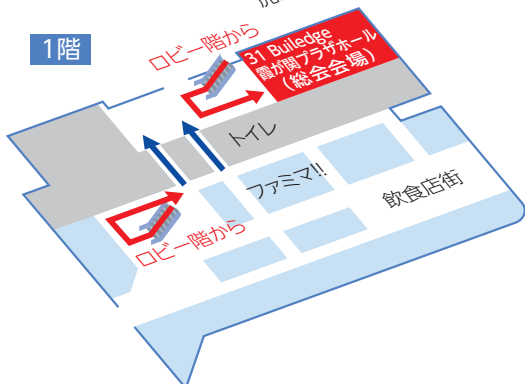
霞が関ビルディング
1階「31 Builedge
霞が関プラザホール」
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

■ 霞が関ビルディング内ご案内図

ロビー階(2階)



1階



霞が関ビルディング



新霞が関ビルディング



交通

A 東京メトロ **○** 銀座線

「虎ノ門」駅下車 11番出口より徒歩約2分

B 東京メトロ **●** 千代田線 **○** 日比谷線

「霞ヶ関」駅下車 A13番出口より徒歩約5分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

